

総社市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(<u>審査請求</u>に係る諮問) 第7条 略 (<u>審査請求</u>に対する決定) 第8条 市長は、<u>審査請求</u>について総社市行政不服審査会から答申を受けたときは、速やかに当該<u>審査請求</u>について裁決をし、当該<u>審査請求人</u>に対し通知しなければならない。</p> <p>様式第3号（第3条関係） 部分開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 印</p> <p>年 月 日付で請求のありました公文書の開示について</p>	<p>(<u>不服申立て</u>に係る諮問) 第7条 略 (<u>不服申立て</u>に対する決定) 第8条 市長は、<u>不服申立て</u>について総社市情報公開・個人情報保護<u>不服審査会</u>から答申を受けたときは、速やかに当該<u>不服申立て</u>について<u>決定又は裁決</u>をし、当該<u>不服申立人</u>に対し通知しなければならない。</p> <p>様式第3号（第3条関係） 部分開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 印</p> <p>年 月 日付で請求のありました公文書の開示について</p>

改正後	改正前
<p>は、総社市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	<p>は、総社市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。</p>
<div data-bbox="174 906 1108 946" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 略</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">不開示決定通知書</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">       第 号        年 月 日     </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">       総社市長 印     </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日付けで請求のありました公文書の開示について</p>	<div data-bbox="1135 906 2069 946" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 略</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">不開示決定通知書</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">       第 号        年 月 日     </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">       総社市長 印     </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日付けで請求のありました公文書の開示について</p>

改正後	改正前
<p>は、総社市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	<p>は、総社市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。</p>
<p>略</p> <p>様式第10号（第5条関係） 開示決定等第三者通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 印</p> <p>年 月 日付で御意見をいただいた（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている公文書の開示については、次の</p>	<p>略</p> <p>様式第10号（第5条関係） 開示決定等第三者通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 印</p> <p>年 月 日付で御意見をいただいた（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている公文書の開示については、次の</p>

改正後	改正前
<p>とおり決定しましたので総社市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	<p>とおり決定しましたので総社市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。</p>
<p>略</p> <p>様式第11号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">諮問書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>総社市行政不服審査会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 印</p>	<p>略</p> <p>様式第11号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">諮問書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>総社市情報公開不服審査会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">総社市長 印</p>

改正後		改正前	
年 月 日付けで行った 決定に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づく <u>審査請求</u> があったので、総社市情報公開条例第17条の規定により次のとおり諮問します。		年 月 日付けで行った 決定に対し、行政不服審査法第6条(第5条)の規定に基づく <u>異議申立て(審査請求)</u> があったので、総社市情報公開条例第17条の規定により次のとおり諮問します。	
公文書の件名		公文書の件名	
決定の内容		決定の内容	
審査請求日	年 月 日 ( )	不服申立て日	年 月 日 ( )
審査請求の趣旨及び理由		不服申立ての趣旨及び理由	
添付書類	(1) <u>審査請求書</u> の写し (2) 開示請求書の写し (3) 決定通知書の写し (4) (その他必要な書類)	添付書類	(1) <u>異議申立書(審査請求書)</u> の写し (2) 開示請求書の写し (3) 決定通知書の写し (4) (その他必要な書類)
担当課	電話番号	担当課	電話番号
備考		備考	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。